

## 農福連携事業等にかかる小規模建築物について

農福連携事業等にかかる小規模な建築物は、以下の要件を満たすものに限り、都市計画法第29条1項2号（許可不要の農業用施設）に該当するものとして扱います。

〔例〕農福連携事業として、主に農業を専門に障害者の職業訓練行う場合において、農地又は農地に近接して設置するトイレ・休憩所・作業所等の小規模な建築物（加工・販売施設を除く）〕

### ◆要件

- ①農地法第3条許可または農地中間管理事業の推進に関する法律第18条認可等による農地の権利移動（賃借権及び使用貸借による権利の設定など）を受けた社会福祉事業等を行うことを目的としとして設立された法人であること。
- ②当該農地又は当該農地周辺に設置する農業に必要と認められる小規模な建築物は、トイレ・休憩所・作業所等（農作物の加工・販売施設を除く）で、建築面積は原則90㎡以内であること。（都市計画法施行令第20条5号を適用）  
※農業用倉庫等を計画する場合は、事業計画や耕作農地の規模等を踏まえ協議します。
- ③計画地の土地所有者の同意が確認できること。
- ④事業（所）の廃止等により、建築物が不要になった場合は、事業者の責任において除却すること。
- ⑤建築計画が、農地法（農地転用）、農業振興地域の整備に関する法律（農振除外）、農業経営基盤強化促進法（地域計画）、建築基準法（接道要件）等の関係法令に適合すること。

### ◆必要な手続き

都市計画法上は許可不要ですが、建築確認申請に添付する「開発行為（立地基準）の事前確認書（市街化調整区域）」の交付手続きが必要です。

要件を満たすことができる書類や事業計画書等を準備のうえ、事前協議をお願いします。